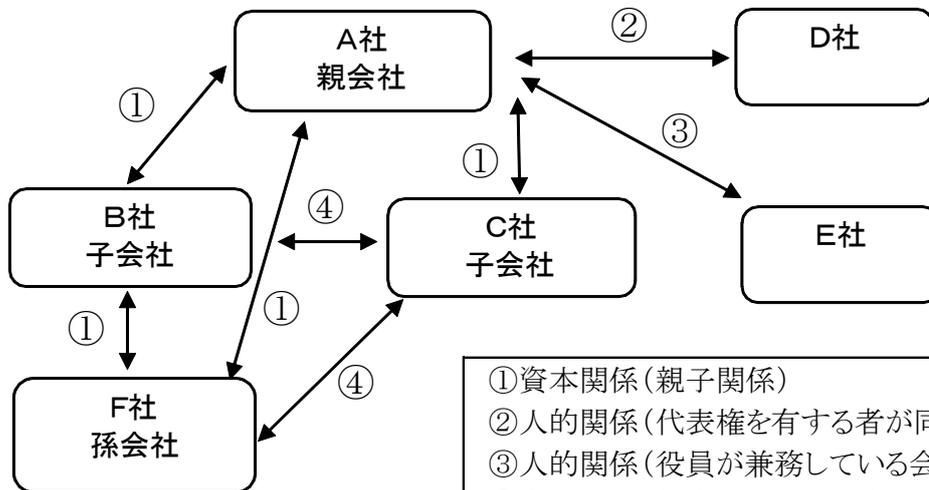


資本的関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

1 内容

公正な競争を確保するため、整備工事請負業者と一定の資本関係又は人的関係がある会社が同一入札へ参加することについて、次のとおり制限します。

同一入札への参加を制限する会社
① 親会社と子会社
② 代表権を有する者が同一の会社
③ 役員が兼務している会社
④ 親会社が同一である子会社



- | |
|-----------------------|
| ①資本関係(親子関係) |
| ②人的関係(代表権を有する者が同一の会社) |
| ③人的関係(役員が兼務している会社) |
| ④資本関係(親会社が同じ子会社同士) |

※矢印の関係がある場合、同一入札への参加が制限されます。

(注)

・資本関係

親会社と子会社の関係は、会社法第2条第3号及び4号の規定によります。(親会社とは、他社の総株主の議決権の過半数を有する会社)

・人的関係

役員とは、例えば代表取締役、取締役をいい、常勤・非常勤を問いません。監査役は役員に含みません。

また、一方の会社の役員が会社更生又は民事再生手続中の会社の管財人を兼ねている場合は、同一入札の参加を制限します。